

地方独立行政法人堺市立病院機構 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育て等ワーク・ライフ・バランスを図りつつ、その能力を最大限発揮できる環境づくりを推進することを目的として、次のように計画を策定します。

1 計画期間

平成26年10月1日から平成31年9月30日までの5年間

2 内容

目標1 仕事と育児の両立等ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、職員意識の向上を図ります。

(対策) 平成26年10月～ 職員研修やイントラネット等を通じて、職員の意識を啓発します。

目標2 育児休業等取得者の円滑な職場復帰、職員のワーク・ライフ・バランス等を支援するための職員支援窓口を設置します。

(対策) 平成26年度～ 職員支援窓口の設置に向けた支援内容の検討
平成27年4月～ 職員支援窓口の設置
職員支援窓口を職員に周知

目標3 保育所機能を拡充するなど、職員が働き続けやすい職場環境を整備します。

(対策) 平成27年度～ 病児・病後児保育の拡充
学童保育の運用開始

目標4 職員の心身の健康維持等を図るため、時間外労働の削減を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

(対策) 平成26年度～ 時間外労働の削減に向けた取り組み

地方独立行政法人堺市立病院機構 女性職員の活躍推進法に関する事業主一般行動計画

地方独立行政法人 堺市立病院機構は、平成28年4月1日施行の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性職員の活躍推進に関する一般事業主行動計画を策定します。

1 計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

2 目標と取組内容

目標1 男性職員の育児参加を促進します

《対策》男性の育児参加に関する制度を周知します。

目標2 正規職員のうち、女性職員の平均勤続年数を8.0年とします

《対策》子育てに関する制度とハード面を維持します。

目標3 職員の各月ごとの平均時間外勤務時間数を0.1時間削減します

《対策》時間外勤務の削減について、周知を図ります。

<女性の活躍に関する情報>

採用した労働者に占める女性労働者の割合 (無期職員)	医師	20.0%
	看護職	92.1%
	医療技術職	45.5%
	事務福祉職	33.3%
(有期職員)	研修医	33.3%
	看護職	78.9%
	医療技術職	100%
	事務福祉職	100%
男女の平均勤続年数の差異	女性	7.8年
	男性	5.6年
	女性/男性	138.9%
労働者の一月当たりの平均残業時間	11.80時間	
管理職に占める女性労働者の割合	40.2%	